

文学とプライバシー

—— 柳美里 著『石に泳ぐ魚』最高裁判決 ——

青柳武彦

(GLOCOM主幹研究員)

2002年9月24日、最高裁判所は芥川賞作家・柳美里著の『石に泳ぐ魚』(新潮社)についての判決を下した。原告の主張どおり、この小説はモデルの女性のプライバシーを侵害していると認定し、第二審の出版差止めと慰謝料130万円の支払いを命じた判決を支持して、上告を棄却したものである。著者は「今回の判決は作家個人の問題を越え、日本における文芸作品の可能性はもとより、表現の自由を著しく制限するものといわざるをえず、慙愧に耐えません」(9月25日産経新聞)と述べて不満を表した。筆者は、最高裁判決を支持する立場で論評を加える。

『宴のあと』事件

文学とプライバシーの問題については、1964年に三島由紀夫著『宴のあと』をめぐる裁判で東京地裁が侵害を認めて損害賠償を認めた例があるが、出版差止めまでには至らなかった。『宴のあと』は、元外務大臣で東京都知事選に立候補した有田八郎と再婚相手の料亭・般若園の女将・畔上輝井をモデルとした小説である。三島は、芸術的表現の自由が原告のプライバシーに優先すると主張したが、第一審、東京地裁の1964(昭39)年9月28日石田哲一裁判長は判決において次のとおりに述べた。

「小説なり映画なりがいかに芸術的価値においてみるべきものがあるとしても、そのことが当然にプライバシー侵害の違法性を阻却するものとは考えられない。それはプライバシーの価値と芸術的価値の基準とはまったく異質のものであり、法はそのいずれが優位に立つものとも決定できないからである。たとえば、無断で特定の女性の裸身をそれと判るような形式、方法で表現した芸術

作品が、芸術的にいかに秀れていても、通常の女性の感受性として、そのような形の公開を欲しない社会では、やはりプライバシーの侵害であって、違法性を否定することはできない」

石田裁判長は、この判例によって「言論、表現の自由は絶対的なものではなく、他の名誉、信用、プライバシー等の法益を侵害しないかぎりにおいてその自由が保障されているものである」との判断を示した。そして、プライバシー権侵害の要件は次の4点である、と判示した。すなわち、

- ①私生活上の事実、またはそれらしく受け取られるおそれのある事柄であること
- ②一般人の感受性を基準として当事者の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められるべき事柄であること
- ③一般の人にまだ知られていない事柄であること
- ④このような公開によって当該私人が現実に不快や不安の念を覚えたこと

この4要件は爾来40年近くの間、ほとんど訂正されずに踏襲されてきている。この判決は、文学における表現の自由は絶対ではないことを明らかにした画期的な判決であった。

『石に泳ぐ魚』事件の概要

今回の最高裁判決の対象となった『石に泳ぐ魚』は、雑誌『新潮』の1994(平成6)年9月号に掲載されたもので、著者・柳美里のデビュー作品である。著者の知人の在日韓国人で顔に大きな腫瘍がある女性がモデルとなっている。小説の主人公、朴里花が過去に何度も手術を試みたこと、腫瘍が原因で某チェリストとの関係が破綻したこと、また主人公の父親が講演先の韓国においてスパ

イ容疑で逮捕されたことなどが、虚実おりませで記述されている。

モデルにされた女性と著者の間には、頻繁な手紙やファクスのやり取り、訪問、共通の知人宅への宿泊などがあつたにもかかわらず、著者が彼女をモデルとして小説を書いているとの話は全くなかつた。女性は、友人から知らせを受けて当該書を買求め、大きなショックを受け、プライバシー侵害のかどで著者に抗議をしたが、聞き入れられなかつた。そこで、出版差止めの仮処分申請を行ったものである。

困つた著者は、改訂案を提出して仮処分取下げを求めた。その改訂案も原告には十分な改訂とは思えなかつたので、一応仮処分は取り下げにしても、あらためて単行本の差止めを本訴で争うこととしたものである。

著者は「原告は著名人ではないから、読者が作中人物の朴里花を原告と同定することはないし、純文学であるから虚構性は高い。また容貌については、プライバシーは成立しない」と主張して争つた。なお、皮肉なことに、柳美里はこの裁判中に芥川賞を受賞した。

■判決

一審の東京地裁は4年半にわたる審理を経て1999(平11)年6月22日、概略次のように判決した。

「原告の属性を知る読者が不特定多数存在するから原告と作中人物を同定することは可能である。また描写に相当の変容を施すなどの配慮が行なわれていない。現在の事実と虚構事実が渾然一体となって表現されており、読者はこれらの虚実を容易に判別することが出来ない。したがつて虚構を事実と誤解する危険度が高いので、原告のプライバシー及び名誉感情を侵害する」

以上により、著者の柳美里、新潮社、および阪本忠雄同編集長に対して連帯して100万円の損害賠償を命じ、別個に柳美里には30万円を支払うことを命じた。柳美里のみ30万円多いのは、裁判

中にもかかわらずエッセイ「表現のエチカ」を公表しており、その中でもさらなるプライバシー権侵害を起こしているので、反省が認められないと判断されたためである。また、仮処分申請取り下げ時に両者が取り交わした「修正なしには出版しない」との合意事項に著者側が違反したことを理由に単行本化の差止めも認められた。

著者は控訴したが、東京高裁は2001(平13)年2月15日、控訴を棄却した。著者は控訴にあつて、プライバシーと表現の自由が相互に尊重し合う道筋と基準を示して欲しいと求めたが、判決はこの点については触れなかつた。なお、差止めについては、「不公表の約束をしたとまでは認められない」としたが、「腫瘍がある事実を広く公表するのは人格権の侵害である」との判断を示し、やはり差止めを認めた。

著者はさらに最高裁に上告したが、2002年9月24日、最高裁第三小法廷(上田豊三裁判長)は、口頭弁論を開かないまま、「公共の利益にかかわらない女性のプライバシーを小説で公表することによって、公的立場にない女性の名誉、プライバシー、名誉感情を侵害した」と認定し、「出版されれば、女性に回復困難な損害を与えるおそれがある」と述べて、上告棄却の判決を下した。これにより第二審の東京高裁判決すなわち差止めと損害賠償130万円が確定した。

文学の芸術性とプライバシー

東京高裁の判決は、作品の虚構と事実が渾然一体となって区別できないときは、虚構が事実として理解される危険性が高いと述べた。また、事実も芸術性によって昇華されて虚構となるという著者の主張は誤りであつて、かえつて優れた芸術性により虚構までもが事実らしくなつて被害者のダメージが決定的になる可能性があることを指摘した。そして、「顔の腫瘍についての苛烈なまでの描写」は、作者の主観的な執筆意図にかかわりなしに客観的には「極めて明白な侮辱的表現と評価すべきものに転嫁する」と述べた。

もし作者が、主人公が腫瘍という過酷な運命に

あらがいつつ必死に生きる姿を芸術的作品として克明に描くことを目的としたのであれば、周辺の条件すなわち、通っていた大学、専攻科目、近親者の個別的事情(逮捕歴など)、その他の生活環境や日常的な設定等については、現実のモデルとは全く異なるものを設定することにより、プライバシー権を侵害することなしに目的を実現することが十分可能であったはずである。しかし、それは行われなかった。

棟居快行^{*1}・成城大学教授も「作品による実話のデフォルメは芸術性にたよって実現されるべきでなく、時代・場所・名称など、客観的な記述の変容によって実現されるべきなのである」と述べて、おおむね判決の趣旨を支持した。

容貌はプライバシーか

この裁判のもう一つの論点は、個人の容貌がプライバシーに属するかどうかであった。著者は、「容貌については、プライバシーは成立しない」と主張したが、第一審判決では「原告と面識がなく腫瘍があることも知らないものでも、原告という特定の人物が存在すること自体は知っている者が本小説の読者となる可能性も否定することはできず、腫瘍の事実を開示することは原告のプライバシーを侵害する」と述べた。

控訴審の判決でも「個人の障害や病気の実実は、個人に関する情報のうちでも最も他人に知られたくない類のものである。特に外貌に関わる傷害の実実は、その障害が本件のような類症例が少ないものである場合、その人物の他の属性と合わせて公表されれば、それ自体が周囲の好奇の対象になる」としてプライバシー権の侵害にあたりし、「顔面に腫瘍の障害を負った者に対する配慮に欠ける」と判示した。

しかし異論もある。松井茂記^{*2}・大阪大学教授は「顔面の腫瘍は外貌に関する事実であり、原告に会った人であればだれでもそれに気付くであろう。果たしてそれをプライバシーといえるのであろうか。人の容貌に関する事実で誰でも認識可能な特徴をプライバシーということは困難であろう」と述

べている。

田島泰彦^{*3}・上智大学教授は、「顔面に腫瘍を有する事実は外貌に関する事実であり、秘匿性を欠き、プライバシーの問題は生じないとする考え方も成り立ち得る」とし、かつ「『以前と比べて太ったか否かは外形から分かることであり』、特段の事情がない限り秘匿すべきことではないとしながらも、「顔面の腫瘍の事実は一般的な容姿表現とは異なる特別重大でセンシティブな事柄であり、『特段の事情』に該当するとの判断もありうる」として、両論併記の形で判断を留保している。

一般論としては確かに容姿はプライバシーではないといえるが、顔に大きな腫瘍があるという事実は一般性を欠く極めて特殊な状態であり、丸顔とか細面とか眉が濃いとかの単純な外貌に関する「公知の事実」とはいえない。上村貞美^{*4}・香川大学教授が主張するように「顔面の腫瘍は病気であって、単なる容貌に関する事実ではない」から、プライバシーに属すると考えるべきである。

前置きが長くなったが、筆者の意見は次のとおりである。原告の女性は、自らの顔の腫瘍については直接に面識のある周囲の人々に対しては日常生活を送るにあたって秘匿が困難であるのでやむを得ず開示しているので、その人々に対してはプライバシーを主張することを放棄しているといえる。しかし、それ以外の人々(たとえば本小説の読者)に対してまで無制限に放棄しているわけではないと考えるべきである。プライバシー権とは、不可侵私的領域を一部開放する場合の範囲および対象を自己決定し、かつ制御する権利であるから、本小説はプライバシー権侵害にあたることは明白であると考ええる。

プライバシーへの社会的認容度の変化

第二審で有罪とされた著者は「これでは過去の私小説はすべてプライバシー権侵害になってしまう」と語った。それは、そのとおりだろう。確かに、それまでは私小説でプライバシー権侵害の問題にされたものはほとんどなかったかもしれないが、文学における芸術性の名のもとに名誉やプライバシー

を踏みにじられてきた相当数の個人が存在しなかったわけではない。

作家は特権的人種ではないし、芸術の名のもとに他人のプライバシーを踏みにじてよいという理屈は通らないように、社会的環境が大きく変わってきているのである。芸術の名において他人の人権を無視しても咎められなかった良き時代は過ぎたのである。

表現の自由は絶対ではないのだから、制限を受ける場合も当然ある。第二審で著者が求めているプライバシー権と衝突する場合に許容される範囲は、この判決でも示されなかったが、1964年に『宴のあと』判決で示されたとおり、プライバシー権侵害の基準は「一般人の感受性を基準として当事者の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められるべき事柄が公開されることによって、当該私人が現実には不快や不安の念を覚えたこと」という基準で十分であろう。それに、そもそも表現の自由は、政治権力その他の社会的強者からの圧力を跳ね返すための権利であって、一般人や社会的弱者の人格権を侵害する手段では絶対にならないはずである。

- *1 棟居快行[1999]「出版・表現の自由とプライバシー」『ジュリスト』No.1166、11.1号
- *2 松井茂記「モデル小説と名誉毀損・プライバシー侵害」『法学時報』69巻6号
- *3 田島泰彦「『石に泳ぐ魚』東京地裁判決を考える」『法学セミナー』540号、および田島泰彦[2001]“『石に泳ぐ魚』東京地裁判決を考える”『プライバシーと出版・報道の自由』青弓社、p.164
- *4 上村貞美[2001]「モデル小説によるプライバシー侵害と名誉毀損」『ジュリスト』No.1207、9.1号

「智場」記事一覧